

## 1 インターネットを利用した誹謗中傷に関する意見

- ・ インターネットでの誹謗中傷の禁止を条例で制定しても罰則規定がなければ実効性に疑問がある。
  - ・ インターネットによる情報の拡散や、新型コロナウイルス感染症に関する差別に対する規定は、罰則がなくても抑止のためであったほうがよい。
  - ・ 同和に関する情報が、インターネットで無意識のうちに発信されてしまうことがあると思われるが、条例に記載しておくことでチェックできるのではないかと。
  - ・ 学校教育でネットリテラシーをしっかりと取り上げていく必要がある。
  - ・ インターネット利用の低年齢化が進んでいるが、学校で制限をかけるのは難しいと感じる。市としても看過せず、抑止するための姿勢を示すことは重要である。
  - ・ インターネットによる交流は非常に盛んであるが、どのようなことが誹謗中傷になるか具体的に示すことは困難。市から国に対して法整備を促す必要がある。
  - ・ 差別動画の削除要請や仮処分の申請について、市で前向きに取り組めるよう、条例に姿勢を示してほしい。
  - ・ インターネットでの中傷対策については、国レベルで議論が進むことを期待する。
- 前文に、差別への対策がインターネットの普及により新たな局面を迎えていることを明記するとともに、条文を新設し、人権侵害の禁止（インターネットを利用したの差別を含む）について記載します。また、市の役割として子どもたちへの教育や、相談による支援などの取組みに言及します。

## 2 新型コロナウイルス感染症に関連した差別に対する意見

- ・ 一番問題になっている新型コロナウイルス感染症の差別について、項目を追加して明記してはどうか。
  - ・ 新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷について、現行の条例で条例違反と言えるのであれば現状のままでよい。
  - ・ 様々な病気で差別を受けている方のことを考えれば、新型コロナウイルス感染症と明記はせず、現行の条例で対応するほうがよい。
- 前文に、差別への対策が感染症のまん延により新たな局面を迎えていることを明記しますが、「新型コロナウイルス感染症」の文言は明記しません。

## 3 その他の意見

- ・ 日本人は人権に対する意識が薄いと感じる。子どものときから人権が大事なものであることを教えていけるようになるとよい。
  - ・ 松本市の条例は慣例的なものであると感じる。差別行為を禁止するというより、そのような行為をしないための教育や支援について規定している自治体もある。
  - ・ 抑止力を高めるためには具体的な表現をするのがよい。
  - ・ すでに「あらゆる差別」と表記されているにもかかわらず、特定の項目を盛り込んだ場合、記載のない被差別者を見放してしまうように感じる。
- 市の役割、市民の役割として人権意識の向上を図ることを明記します。お互いの違いを認め合うことができるよう、違いの項目について漏れなく明記します。